

会 議 概 要

審議会等の名称	平成28年第1回市川市下水道事業審議会	
開催日時	平成28年7月22日（金） 午後2時00分 ～ 午後3時45分	
開催場所	市川南仮設庁舎 2階 会議室1	
出席者	委員	森田会長、竹内委員、宮本委員、増田委員、高橋岩仁委員、塚越委員、知久委員、井上委員、小川委員、小野委員、幸前委員、澤田委員、高橋伸生委員、保坂委員
	所管課	河川・下水道管理課
	関係課	水循環推進課、河川・下水道整備課
議題及び会議の概要	公開・非公開の別	非公開の場合の理由
1. 市川市汚水適正処理構想について	公開・非公開	・会議公開指針第6条第 号該当 ・公文書公開条例第8条第 項第 号該当
2. 下水道事業の地方公営企業法適用について	公開・非公開	・会議公開指針第6条第 号該当 ・公文書公開条例第8条第 項第 号該当
	公開・非公開	・会議公開指針第6条第 号該当 ・公文書公開条例第8条第 項第 号該当
	公開・非公開	・会議公開指針第6条第 号該当 ・公文書公開条例第8条第 項第 号該当
	公開・非公開	・会議公開指針第6条第 号該当 ・公文書公開条例第8条第 項第 号該当
	公開・非公開	・会議公開指針第6条第 号該当 ・公文書公開条例第8条第 項第 号該当
傍聴者の人数	1 人	
閲覧・交付資料	資料1：市川市汚水適正処理構想 資料2：下水道事業の地方公営企業法適用について	
特記事項		
所管課	水と緑の部 河川・下水道管理課（内線：5823）	

様式第3号別紙

平成28年度第1回市川市下水道事業審議会会議録（詳細）

- 1 開催日時：平成28年7月22日（金）午後2時～午後3時45分
- 2 場 所：市川市役所 市川南仮設庁舎 2階 会議室1
- 3 出席者：
委 員 森田会長、竹内委員、宮本委員、増田委員、高橋岩仁委員、塚越委員
知久委員、井上委員、小川委員、小野委員、幸前委員、澤田委員、
高橋伸生委員、保坂委員
市川市 森川泰和（水と緑の部長）、宮間政行（水と緑の部次長）、高久利明
（水と緑の部次長）、水橋範行（水循環推進課長）、岩井忠良
（河川・下水道管理課長）、八田一生（河川・下水道整備課長）、
大塚信之（河川・下水道管理課副参事）、松井利樹
（河川・下水道管理課主幹）他
- 4 会議内容：
 - 1 市川市污水適正処理構想について
 - 2 下水道事業の地方公営企業法適用について

《配布資料》

- ・資料1 市川市污水適正処理構想
- ・資料2 下水道事業の地方公営企業法適用について

《参考資料》

- ・市川市下水道事業審議会条例
- ・市川市審議会等の会議の公開に関する指針

【 午後 2 時開会 】

森田会長

みなさん、こんにちは。

本日は、お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。
ございます。

まず、はじめに、ご報告いたしますけれども、本日は、15名中13名の委員の方が出席されておりますので、下水道事業審議会条例第7条第2項の規定によりまして、本審議会が成立いたしますことをご報告申し上げます。

それから、本日は、杉浦副会長が所用のため欠席、学識経験者の高橋岩仁委員が遅れて出席との連絡がございました。

[次第1. 開会宣言]

森田会長：

それでは、只今から平成28年度第1回市川市下水道事業審議会を開会いたします。

審議に入る前に、人事異動に伴い、新しく委員になられた方と事務局の新しく担当となりました職員の紹介をします。

その次に、資料の確認をいたしますので、事務局よりご紹介と確認をお願いします。

事務局：

河川・下水道管理課の水原と申します。本日は、よろしくお願いたします。

それでは、4月の人事異動に伴いまして、新しく当審議会の委員となられた方と事務局職員を紹介します。

(新委員及び新事務局職員の紹介)

次に、資料の確認をさせていただきます。

【資料確認】

《配布資料》

- ・資料1 市川市汚水適正処理構想
- ・資料2 下水道事業の地方公営企業法適用について

《参考資料》

- ・市川市下水道事業審議会条例
- ・市川市審議会等の会議の公開に関する指針

事務局からは、以上でございます。会長、よろしくお願いたし

ます。

森田会長： 説明と確認をありがとうございました。

本日は、今のところ傍聴の方はいらっしゃいませんので、このまま審議を続けていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

[次第2. 汚水適正処理構想について]

森田会長： それでは、早速でございますが、本日の次第2の市川市汚水適正処理構想について、事務局の所管課より順次、説明をお願いします。

それで、これからの審議の仕方ですが、最初に次第2市川市汚水適正処理構想について、事務局より説明をいただいて、そのあと審議、それが終わった後、次第3の下水道事業の地方公営企業法適用についての説明、それから審議と分けて行いたいと思っております。

それでは、次第2の汚水適正処理構想を事務局から説明をしていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

水循環推進課長： それでは、水循環推進課の水橋から次第2の市川市汚水適正処理構想について、資料1に沿ってご説明します。

お手元の資料は、昨年度に策定しました「市川市汚水適正処理構想」の概要版でございます。

この構想を策定するに当たりましては、昨年度の1回審議会で本構想策定の背景や策定スケジュールなどをご説明させていただき、その後、1月4日から2月3日までのパブリックコメントの手続きを経て、とりまとめたものでございます。

では、資料の1ページをお願いします。1 基本的事項 1の1 「汚水適正処理構想」とは、についてご説明いたします。

汚水適正処理構想とは、下水道、合併処理浄化槽、コミュニティ・プラントなどの汚水処理施設の整備に当たり、それぞれの特性や経済性などを総合的に考慮し、地域の実情に応じた効率的かつ適正な整備手法を選定しているものでございます。

1の2 現行の市川市汚水適正処理構想の内容といたしましては、県内の市町村がそれぞれ策定のうえ、今年度に千葉県が県内全域をとりまとめることとなっております。

恐れ入りますが、2ページをお願いします。今回の構想は、平成22年度の千葉県構想の見直しをするために策定したものでございまして、前回の構想では本市は、人が住んでいない区域を除き、赤色の全域約5,225ヘクタールが下水道で汚水処理をすべき地域となっております。

3ページをお願いいたします。1の3 見直しの背景といたしましては、全国的に汚水処理が普及し、進展してきた中で、残された地域で一刻も早く汚水の処理を実現すべきであることや、汚水処理施設の老朽化への対応が増大する中で効率的に施設整備や運営管理を行う必要があるということで、全国に既存の構想の見直しを国から要請され、千葉県とそれを受けて本市は、平成28年度の県構想見直しに向け、昨年度、この本市構想を見直したものでございます。

見直しに当たりましては、都道府県向けの国の作業マニュアルを受けて千葉県が市町村向け作業マニュアルを作成しており、四角の囲みの中にある4つのポイントが示されております。

1点目は、中期での早期の汚水処理施設の整備と長期での持続的システムの構築を目指すこと。

2点目は、10年程度で汚水処理を概成させること。

3点目は、長期的な部分は、既存地区の改築更新などの観点を含めること。

4点目は、十分な地域ニーズを踏まえるなど、優先順位を選定すること、といったものとなっております。

前回の構想が、最終的な整備手法のみを示しているのに対し、今回の構想では、時間軸の観点が追加されておりまして、中期的、長期的にどのように汚水処理施設を整備、更新などを行っていくか、を定めることとなりました。

4ページをお願いいたします。続きまして、2 汚水処理施設整備手法の種類について、ご説明いたします。

図2の主な汚水処理施設の種類をご覧ください。本市で運用されている処理施設は、集合処理として県の流域下水道の他、その流域下水道に接続する流域関連公共下水道、単独公共下水道として菅野下水処理場と西浦下水処理場、そして、個別処理として、各ご家庭の浄化槽などの民間の処理施設となっております。

5ページをお願いします。市川市における汚水処理の現状と課題について、ご説明いたします。

まず、3の1 整備状況について、でございます。表の2は、一昨年度末時点での汚水処理の状況となっております。昨年度末時点では、下水道が71.9%、合併処理浄化槽が13.2%、未整備が14.9%となっております。

今、お話したのは、27年度末の数字でございます。26年度末のものは、資料のとおりでございます。

井上委員： もう一度お願いします。

水循環推進課長： 昨年度末時点では、下水道が70.8%から71.9%になりました。それに連動しまして、合併処理浄化槽が13.6%から13.2%に減りまして、未整備が15.6%から14.9%となっております。

よろしいでしょうか。

(全員、了承)

では、6ページをお願いします。3の2 現状における課題についてでございます。

現状における本市の汚水処理に関する大きな課題といたしましては、下水道整備の遅れと菅野下水処理場の老朽化の課題の2つを挙げております。

7ページをお願いいたします。

4 長期的な汚水処理施設の対象地域、整備・管理運営の内容等について、ご説明いたします。

ここからは、構想の主要な部分となります。4の1 目標年次といたしましては、時間軸のうち長期的な目標年次として、県の統一基準により平成46年度にいたしました。

次に、構想の4の2 対象地域といたしましては、江戸川河川敷・市霊園・行徳近郊緑地特別保全地区・流域下水道の処理場用地の414ヘクタールを除く、市内全域5,225ヘクタールを下水道処理による集合処理の区域とすることとしております。

次に、4の3 整備手法といたしましては、汚水処理施設の選択をするに際して、作業マニュアルでは、それぞれの処理を行う場合の経済性の比較を基本としつつ、地域ニーズなどを踏まえることとなっておりますので、本市の集合処理と個別処理の区域を検討しました。

8ページをお願いします。

経済性の検討結果を図5に示しております。ご覧のとおり、一部箇

所でオレンジ色の区域の集合処理よりも、赤色の区域の個別処理が経済的との判定が出ました。

9ページをお願いいたします。

経済的判定結果を考慮した上で、日頃、市民の皆様から伺っている下水道を待つお気持ちや、その公平性を重視するとともに、川や海などの公共用水域への環境上の影響などを総合的に考慮し、図6の赤色区域である市内全域5,225ヘクタールを下水道整備区域として設定することとしました。

その上で、臨海部の工業系用途地域を除く市街化区域に大部分の人がお住まいであることから、まず、この区域の整備を優先して行うこととしました。

10ページをお願いいたします。

4の4 事業内容といたしましては、長期的には市内全域を下水道で100%整備するとともに、老朽化対策を継続して実施していくものですが、第一優先整備をする内陸部内の市街化地域の事業期間を平成41年度と設定しました。

4の5 目標値等といたしましては、整備人口が42万人としているのは、国立社会保障・人口問題研究所の推計値を基に千葉県が設定した市川市の数値でございます。

11ページをお願いいたします。

5 中期の汚水処理施設整備内容等について、ご説明いたします。

5の1 目標年次といたしましては、本構想の中期目標年次としまして、構想策定から概ね10年後の目標年次を平成36年度として、県が県内統一して設定したものでございます。

5の2 対象地域と5の3 整備手法といたしましては、この期間の汚水処理施設を従来どおり、市による公共下水道の整備と一般の方の浄化槽整備を継続することとしました。

12ページをお願いします。

5の4 事業内容といたしましては、それ以降も継続して整備を進めることとなります。

5の5 目標数値等といたしましては、目標値をまとめているのが表7でございます。大きな項目で上から2つ目の目標値H36にございませとおり、この時点で下水道普及率は87%を目指すこととしました。

また、この時点での浄化槽の普及率、これは、下水道が整備された区域以外での合併処理浄化槽利用人口の割合ですが、6%と見込ん

でおり、合わせて、汚水処理人口普及率として93%を目標としています。

また、老朽化対策に関しましては、備考欄の最下段に記載のとおり、菅野処理区の流域下水道への編入の早期に実現するよう、千葉県と協議を行うこととしました。

以上の内容は、本年1月4日から2月3日まで実施したパブリックコメントに提示した内容となります。

パブリックコメントでは、市民の方1名から意見の申出があり、17項目のご意見等をいただきました。その概要と市としての対応、考え方につきましては、ホームページで公開しておりますが、ご意見を受けて13ページ以降の資料編で、下水道中期ビジョンとの比較、語句の説明を行っております。

説明は以上でございます。

[次第2の質疑応答]

森田会長： どうも、ありがとうございました。
 それでは、委員の皆様からご質問、ご意見を受け賜りたいと思います。

増田委員： はい。(挙手)

森田会長 どうぞ。

増田委員： それでは、2点伺いたいのですが、パブリックコメントのところ
一人で17項目あったということですが、用語は10個の説明と資料が
1個ついていますが、17項目は具体的に意見が多かったのですか。
どういうふうに対応したのか、もう少し説明をお願いします。

水循環推進課長： ご説明いたします。ご意見を踏まえて、案を修正するものとして
6件、今後の参考とするものは、ございませんでした。

 ご意見の趣旨や内容について、考え方が盛り込み済みであるもの
が1件、その他が10件ございました。

 具体的には、1点目として「1ページの表-1と7ページの表-3の『汚
水処理施設』との記載は、『汚水処理施設の種類』とすべきである。」

というご意見をいただきまして、市の対応、考え方としては、「現在の表記で十分と考えます。」という認識でございます。

2点目といたしましては、「表-1と表-3の『面積』との記載は、『整備面積』とすべきである。」というご意見をいただき、市の対応、考え方としては、「整備面積では整備済みと誤認される可能性がある。」と考えるということでございます。

3点目といたしましては、「4ページの図2中の流域下水道の説明文中に前括弧はあるが、後括弧が欠落している。」というご指摘をいただきまして、後括弧を追加することとしました。

4点目としましては、「図-2中の記載で『一般家庭』とあるのは平成22年度千葉県構想にあるように『一般家屋』とすべきである。」とご意見に対しましては、「ご指摘のとおり、『一般家屋』とします。」というふうに改めました。

5点目は、「8ページの図-5で集合処理区域を表示している色の色調が南部と北部で若干違いがあるので同一にすべきである。」とご意見をいただきました。これに対する市の対応、考え方としては、「色の設定は同一ですが、北部と南部では元の地形図の記載密度、要は家屋等の記載密度が違い、重ねて表示されておりますので、この影響で色調が異なって見えている。」ということと考えております。

6点目といたしましては、「9ページの図-6、江戸川河川敷、市霊園、行徳近郊緑地特別保全区域、流域下水道処理場用地の各々の面積と位置を記入して欲しい。」ということで、市の対応としましては、文中に各面積を記載すると共に図にて表示させていただきました。

7点目といたしましては、「全体が簡潔にまとめられて見やすく、また、手に取りやすくて良い。」とのご意見をいただきました。

8点目といたしましては、「用語や根拠が不明のものがあり、用語解説と算出根拠を追加してほしい。用語解説の例としては、管渠先行施工、暫定流入、上流部並行整備、小口径マンホール、人孔間隔拡大。算出の根拠の例としては、総建設事業費、年間維持管理費を。」というご指摘を受けたものに対し、市の対応といたしましては、末尾に資料編を設け、用語及び算出方法について、ご説明するページを追加させていただきました。

9点目といたしましては、「8ページ図-5経済性によるとは具体的

にどのように判断したのか。」というご意見に対して、市の考えにつきましては、「下水道と合併処理浄化槽の事業費、つまりは建設費と維持管理費を比較し、安価だった方の区域を設定したものとご説明しました。

10点目としましては、「目標年度が平成36年、46年と2つあり、また、長期事業期間内で事業内容が平成41年度、42年度で区分されており、更に下水道中期ビジョンでは目標年度が平成37年となっており理解に戸惑う。スケジュール等理解しやすく整理して欲しい。」というご意見に対し、市の対応といたしましては、スケジュール表あるいはその他の表記、記載により整理させていただきました。

11点目の「目標の年度までの人口推移の資料を追加して欲しい。」というご意見に対しましては、「千葉県から提示された人口の数値は、目標年度のもののみであったため、途中年度については把握しておりません。」とご説明をしました。

12点目の「表-5のベンチマークや表-7の事業費の算出方法を明らかにして欲しい。持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアルの統一的な経済比較のできるマニュアル作成の考え方とは異なるのか、確認したい。」というご意見に対しまして、市の対応といたしましては、末尾に資料編を設け、算出方法についてご説明することとしております。

13点目につきましては、「表-7において⑬管きょ・ポンプ場事業費が全体と公共下水道で同額となっているが、個人設置型浄化槽区域も下水道で整備するというのなら同額とはならないのではないか。」というご意見に対して、市の考え方といたしましては、「案では市内全域を長期的に下水道区域としておりまして、中期においても区域として浄化槽区域を設定しておりません。従いまして、本事業費は、全て公共下水道区域での金額ということになります。」とご説明させていただきました。

14点目、「7ページの4 長期的な汚水処理施設の対象地域、整備・管理運営の内容等の4の3整備手法に記載の市民全体の公平性とは、何を意味しているのか。下水道接続までに浄化槽を設置した場合、汲み取りの状態から接続した場合に比べて、浄化槽の設置、維持管理費用を負担しており不公平だと考える。」というご意見に対しましては、「日頃、市民の皆様からご意見をいただく中で、多くの方

が下水道へ一日も早く切り替わることを望まれ、下水道が快適な生活に必須の施設だとの認識を持たれていることを実感しており、そうした中で、一部地域を浄化槽のままとしておくことには、公平性がないということを判断したものです。市では、浄化槽の新規設置や更新の減少につながる下水道整備の促進に努めております。」ということをご説明いたしました。

15点目、「7ページの4 長期的な污水处理施設の対象地域、整備・管理運営の内容等の4の3整備手法に公共用水域への影響との記載があるが、高度処理型の合併処理浄化槽であるなら、公共用水域への影響が下水道より劣ることはない。河川流量確保の観点からは、むしろ下水道より優れているのではないか。」というご意見に対し、市の考え方としましては、「公共用水域への影響に関しては、浄化槽を管理する方が適切に管理することが前提となる訳ですが、河川流量確保という点に注目すれば、下水道にない長所がある、といえるのではないか。」とご説明いたしました。

16点目、「下水道接続時までには浄化槽を設置した場合に、その負担が生じていること、公共性水域への影響においても合併処理浄化槽は、下水道に対して劣後性がないこと、更に、7年から15年といわれる浄化槽機器類の使用実績を考えると、平成42年までに下水道が整備される区域内で合併処理浄化槽が下水道より経済的な箇所は、下水道でなく合併処理浄化槽の区域とすべきだ。」というご意見に対しましては、「市民全体の公平性を重視するとともに、公共用水域への影響などを考慮し、市内全域を下水道区域とする原案を作成し、パブリックコメントを実施しましたが、ご意見のような経済的な判定に従い、合併処理浄化槽区域の選定を行うべきだ。とされたのは、1件のみだったことから、下水道区域の設定は原案のとおりとしたい。」とご説明しました。

最後の17点目といたしましては、「下水道が整備された場合の合併処理浄化槽から本下水への切り替え時期については、浄化槽の耐用年数を考え、下水道法第10条第1項但し書きを適用することで15年間として欲しい。」というご意見に対しては、「今回のパブリックコメントで改めて市民の皆様が下水道整備を望まれていることを確認し、健全で持続可能な下水道経営のため、下水道整備時に遅滞なく接続していただけるよう、今後も努めてまいります。」というご説明をいたしました。以上でございます。

森田会長： ありがとうございました。

 増田委員が先ほど2つ意見があります、とのことでしたので、2つ目のご質問をお願いします。1つ目の質問はよろしいですか。

増田委員： 今の説明で私は分かりましたので、大丈夫です。

 それで、2つ目ですが、13ページの資料編のところの下水道整備スケジュールで、汚水適正処理構想案が36年で87%で、25年策定の下水道中期ビジョンが37年で84%となっているのですが、イメージ的には、汚水適正処理構想案の36年の87%の方が最新の目標といたしますか、こちらを達成する形でやっていくという考えだ。ということでもよろしいでしょうか。確認です。お願いします。

水循環推進課長 お答えさせていただきます。中期ビジョンを策定したのは25年度末で、汚水適正処理構想を策定したのは昨年度でして、適正化処理構想は10年概成ということ国から強く求められ、今回も同じスタンスでしたので、少しでも努力しないといけないということで、整備進捗を上げた作業となりました。

森田会長 どうもありがとうございました。増田委員、よろしいですか。

増田委員： もう1つ質問をよろしいですか。

 下水道中期ビジョンが37年で84%となっているのは、進捗というよりは37年度の数字として挙げたという理解は、間違えているのですか。これはあくまで下水道普及率の目標のパーセントなのかなと思ったのですけれど。そのギャップというのは、汚水適正処理構想案の87%の方が数字が厳しいので、こっちの目標で頑張るといふうに私は理解したんですけれど、そうでないということですか。お願いします。

水循環推進課長： お答えします。適正化処理構想は、昨年さらに下水道の整備について、取り組みを強化するよというスタンスで見直しを行っておりますので、適正化構想の方で動いているということでございます。

森田会長： ありがとうございました。増田委員よろしいですか。

増田委員： はい。大丈夫です。

森田会長： 続きまして、他にご質問はありますか。小野委員、どうぞ。

小野委員： 3ページの見直しの背景というところですが、国によれば24年度の普及率が88%、千葉県によれば25年度末で85%となっております。市が書いてないですけれども、年度というのは統一した方がいいと思います。24年度がいくつ、25年度がいくつというところと分かりづらいです。24年度なら24年度にした方がいいと思います。

それからもうひとつ、6ページの図の4ですが、市川市が84.4%、全国が89.5%、千葉県が85.8%となっているので、市川市の84.4%というのは26年度末の数字ということでしたら、全国の数字も千葉県の数字も26年度末で統一してもいいような気がします。年度を変えて表現するのは、違和感があります。比較しないとよく分かりません。そのところを教えてください。

森田会長： 事務局からお願いします。

水循環推進課長： まず3ページの普及率につきましては、24年度末の国としての下水道の人口普及率が88%、千葉県の人口普及率も24年度末に合わせて表記すればよかったです。千葉県は25年度でも国の88%に及ばない85%というようなことでした。確かに、年度を統一できれば、よりその差がより明確になったものと思います。

2点目の6ページのパーセンテージにつきましては、汚水処理が適切に行われている率ということでございまして、下水道人口普及率とまた違った率でございます。

率が2つありまして、ご理解しづらいことは申し訳ありません。市川市の84.4%というのは、下水道の普及率と浄化槽の普及率を合算したものとお考えいただければということでございます。

小野委員： そういうことですか。そういう意味ですね。こっちを同じようなことと書けないですかね。いいところ取りしているようで、よく分からないのです。数字を書くときは統一しておかないと。

要は、この背景の中で汚水処理人口普及率が88%で24年度末の発

表で、それで何位としたら、25年度の普及率も千葉県のを書いて、市川市もそれに合わせた普及率という形で表現すればいいと思います。

市川市だけ、両方足した形というのは、いいところ取りで、資料作成に関しては、おかしい気がします。見解を教えてください。

水循環推進課長： お答えさせていただきます。

3ページにつきましては、県か国の時点をどちらかにすればよかったのだらうと思います。ましてや、市の人口普及率を同じ年度で表記したほうが、皆様のご理解しやすかったものと思います。パブリックコメントの時には、ご意見をいただけなかったもので、すみませんがもれてしまいました。

6ページのパーセンテージにつきましては、私の先程のご説明が不十分だったかもしれないと思いますが、下水道の処理の人口普及率と浄化槽で汚水を適切に処理している普及率の両方足した合算値で、全国と千葉県全体と県内の各市のパーセンテージでございます。

ここは、下水道人口普及率ということではなくて、合併処理浄化槽等の汚水が適切に処理されている普及率も入っているという数値でございますので、ご理解いただければと思います。

井上委員： 要は、千葉県とか千葉市の数値も同じ条件だということですね。

高橋伸生委員： はい。(挙手)

森田会長： 高橋委員、どうぞ。

高橋伸生委員： 江戸川下水道事務所の高橋です。一般の市民の方々には分かりにくいんだと思いますが、汚水の処理の仕方は下水道だけでなく、合併浄化槽でも同じような水質が確保できて、これらをもって汚水処理だということが4ページに書いてあると思います。

汚水処理は、図-2の一番上に下水道と記載がありますが、市川市で言えば、合併浄化槽もある、大型自家処理施設もある。これらの全部が汚水を適正に処理できるということです。

今回は、汚水適正処理構想ということなので、下水道だけを話題

にしているのではなくて、公共用水域の水質保全だとか、快適な生活とか、公衆衛生の向上とかいうことで、汚水処理という観点で資料がまとめられているということです。

小野委員がおっしゃられた数字を比較するのは、年度がそろっていないと分からないというのは、私もそのとおりだと思います。

6ページの表がまさにその部分となっており、全部が26年度の数字なので、全国が89.5%、千葉県は85.8%、一方、市川市は84.4%です。ちなみに千葉県は全国で21位、中くらいの数字となっております。

こういった数値は汚水処理を所掌する3省庁でそれぞれとりまとめているので、年度末になってすぐ公表していただけるという訳ではなくて、例年8月末から9月の初めくらいに3省庁同時に発表されるということです。27年度末の数値はまだ発表されていないので、比較ができないということで26年度末として6ページのような表になっているということだと思います。

森田会長： どうもありがとうございます。他にご質問やご意見などございますか。高橋委員、どうぞ。

高橋伸生委員： 江戸川下水道事務所の高橋です。1点質問と1点意見があります。8ページで、経済性だけで比較してみた下水道処理区域とありますが、オレンジ色は集合処理、赤色は個別処理と凡例がありますが、この中で白塗りになっている区域は、こういった区域なのかを教えてくださいいただけますでしょうか。

水循環推進課長： お答えさせていただきます。白塗りの区域につきましては、現時点で住戸、建物、住宅等がない区域でございます。

高橋伸生委員： そうすると住んでいけば、赤く塗られて、住んでいないので比較しても余り意味がないということでもいいですね。

水循環推進課長： はい。

高橋伸生委員： あと、もう1点目でございますが、12ページの表の中の備考のところ、「左記のほか、菅野処理区の流域下水道への早期編入につい

て県協議を継続する。」という部分ですが、これが構想策定マニュアルで言うところの持続可能な汚水処理システムであったりとか、長期的な運営管理の観点ということだと思います。

県としては、これについて、色々と協議を受けております。市川市の事情としては、老朽化した施設をいつまでも抱えていられないということで、全体計画の中で菅野処理区を流域下水道に編入するという位置づけがされていることから、早期に編入してそこに掛かる更新とか修繕の費用を抑えていく観点かと思えます。

しかし、菅野処理区を編入しようとしみますと、下水道を普及しようと面整備を進めると、市川市の分の汚水処理量がどんどん増えていきますので、その分を受け入れる下水処理場の容量がなくなってしまう。

これは、菅野処理区の汚水を受け入れるために処理場の容量を使うのか、新しく面整備をして下水道を使っただけのために処理場の容量を使うのか、という観点であります。

早期編入に関して、県との協議が進められているのは、いいことだと思いますけれども、私が言いたいのは、流域下水道への早期編入についてだけを考えるのではなくて、もう一方でリスク管理として、長寿命化なりを考える必要があるのではないかと思います、いかがでしょうか。

水循環推進課長： お答えさせていただきます。菅野下水処理場は、昭和47年から稼動しておりますので、一番耐用年数の長い鉄筋コンクリート構造物におきまして一般的に50年から70年、あるいは処理機器の機械設備や電気設備におきましては、それよりも短いということがあります。

当然、市川市としても長寿命化対策ということで菅野処理場も取り組んでいるところです。例えば、交付金を受けて処理場をさらに更新しようとか、あるいは何年までに更新させるかという年度がはっきりすれば、財源的に交付金をきっちり入れて、そういった計画が策定できて事業費も導入できる訳でございます。

編入の時期について、今月、先月と第一終末処理場用地の収用委員会の審議等を考えますと、そんなにすぐには進まないんだよという千葉県さんのご所見も分かるところです。

しかし、逆に編入時期を明示していただければ、長命寿化に掛けるコストも中期的に持つように取り組むべきなのか、あるいは、長

期的に取り組むべきものなのかが、明確になってきますので、その辺を今後も協議させていただければと考えております。

高橋伸生委員： 分かりました。協議が促進すればよいと思います。ありがとうございました。

森田会長： 他に何かございますか。塚越委員、どうぞ。

塚越委員： 先ほどの汚水処理の件で高橋委員のご説明でよく分かったのですが、合併浄化槽で汚水処理ができるなら下水道に変えなくてもいいのではないかと捉え方をしてしまいました。

市川市は、普及率のパーセントが低いので、市は懸命に浄化槽から下水道に替えて、下水道が普及された際は、各家庭でも合併浄化槽をやめて下水道の方に移行してくださいというような取り組みをした方が市民を説得しやすいと思ったのですが、いかがでしょうか。

あと、もう1点よろしいでしょうか。菅野の終末処理場はかなり広いスペースがあって、建物の屋上がテニスコートになっており、市民の方が使っているのですが、人口が減っているということを考え、収入を得る方法として、多目的な施設の使用方法を検討していただければと思います。以上です。

森田会長： 事務局、今の2点について、いかがでしょうか。

水循環推進課長： まず、1点目の汚水処理ができるから合併処理浄化槽でもというご指摘でございますが、BOD、生物化学的酸素要求量と言いまして汚物を生物が分解する処理程度はだいたい同じくらいできます。

東京湾で発生する青潮や赤潮の原因となるリンとか窒素の処理状況は、下水道と同じほど合併処理浄化槽ではできません。処理のはっきりした数値が手元になくて恐縮ですが、多分、下水道処理の倍位の濃度くらいしか処理できないのではないかと思います。

それも合併処理浄化槽が法令に基づく適切な点検なり、汚泥の引き抜きなり等をしなければ機能しない、ということがございますので、やはり下水道で処理した方が公共水域の保全の観点からも得策であるという考え方でございます。

また、菅野下水処理場は、敷地的には約半分程の施設の占有率で
ございます。

昭和47年以前は、10万人の計画人口の処理場を建てよう敷地を
確保し、実際はその半分の5万人の人口の処理施設ができました。

ただ、その後、人口が減ってきて、また増加傾向でして現在は5
万人いないのですけれども、3万5千人程おります。当然、合流式の
下水道なもので、雨天時に処理しない下水が真間川に流れてしまう
ということで、平成25年に合流改善事業として処理できない雨が降
り始まった汚濁物の多い雨水を積極的に処理しようという施設を
作りました。

そして、昭和36年から昭和40年に事業認可されて整備しておりま
して、その当時の土地利用の形態で整備した経緯がございます。

現況の土地利用と比べますと、時間50ミリをきっちり流せるかと
いうと、当初の事業認可を立てた時よりも、若干能力的には足りな
いということもございますので、将来は、雨水貯留する施設を作っ
た時に今の処理施設の上にありますようなテニスコートとか、周辺
の皆様にご利用できるような施設ができればいいなと市の方でも
考えております。以上でございます。

森田会長：

他にはいかがでしょうか。無いようですので、また後から振り返
っていただいても結構です。

今のところで委員の皆様のご意見であったと思うのですが、こうい
う資料の時に、年度をそろえましょうというご意見でした。

今後、市民の皆様にご提供する資料としては、きちんと年度をそろ
えて提供されるということを審議会としても要望しますので、よろ
しくお願いします。

では、次の説明ですが、下水道事業の地方公営企業法の適用につ
いて、お願いします。

[次第3. 下水道事業の地方公営企業法適用について]

河川・下水道
管理課長：

河川・下水道管理課長の岩井です。次第3について説明させてい
ただきます。スライドを利用しますので、着席して説明いたします。

最初に説明につきましては、まず私の方から地方公営企業法適用

の経緯と本市の取り組みについて、お話をさせていただいて、その後、担当主幹の松井の方から公営企業の特徴などについて、ご説明いたしますので、よろしくお願ひしたいと思います。

まず、はじめに1番、地方公営企業とは、ということですが、地方公営企業とは、(1)にありますとおり、地方公共団体が経営する企業の総称となります。

地方公共団体が行う事業のうち、原則として独立採算の企業として事業が成り立つものを対象としております。

提供するサービスについては、(2)のとおり、下水の処理や医療など、地域の住民の生活や地域の発展に不可欠なものが対象となっております。

また、(3)にありますとおり、事業の運営の財源については、一般会計とは異なり、税金だけではなく、特定のサービスによる受益者が対価として支払う使用料など、となります。

次に、地方公営企業を取り巻く経営環境について、でございます。

少子高齢化の進展に伴う人口減少等による料金収入の減少や、施設・設備の老朽化に伴う更新投資の増大など、今後、厳しさを増していくことが見込まれております。

このような厳しい経営環境のもとで、地域住民のサービスを担う地方公営企業が持続的に安定した経営を行い、公共の福祉の増進を図っていくためには、これまでも増して計画的な経営基盤の強化、財政マネジメントの向上に取り組んでいかなければなりません。

そこで、3.の国の動向として、総務省では、このような経営環境に対応するため、平成26年4月に地方公営企業法の適用に関する研究会の報告書を公表し、「住民生活に必要な不可欠なサービスを持続的に提供していくためには、任意の事業においても公営企業の財務規定等を適用するなど、公営企業会計へ移行する必要がある。」とされました。

とりわけ、下水道事業と簡易水道事業については、住民生活に特に密接に関係していることに加え、高度経済成長期を中心に整備された施設が大量更新期を迎え、適切な維持管理、更新を行うべき必要性が高まっていることを踏まえ、その適用の必要性が高い事業とされております。

その後、平成26年6月に閣議決定された骨太の方針、「経済財政運営と改革の基本方針2014」において、「現在、公営企業会計を適

用していない下水道事業、簡易水道事業等についても、同会計の適用を促進する。」とされたのに続きまして、8月には公営企業会計の適用拡大に向けたロードマップが総務省より提示されております。

そして、27年1月に出された総務大臣通知、「公営企業会計の適用の推進について」におきまして、地方公営企業の財務規定等を適用していない地方公共団体に対し、平成27年度から31年度までの5年間を集中取組期間として、同法の全部又は財務規定等の一部を適用することが要請されております。

この中で、特に下水道事業と簡易水道事業については、重点事業と位置づけられ、都道府県及び人口3万人以上の市町村、これは市川市も該当いたしますけれども、平成32年度予算、決算までに公営企業会計に移行すること、とされております。

こうした情勢を踏まえまして、4.の市川市の対応についてでございますが、現在、本市の下水道事業は、地方公営企業法の任意適用事業であることから、同法を適用せず、下水道事業特別会計として一般会計や他の特別会計と同じ現金主義の官庁会計を採用しています。

今回、国からの要請を受け、本市で対応を検討した結果では、同法の適用時期を国の要請時期である平成32年度から2年前倒ししまして、平成30年度とし、平成27年度から29年度の3年間を法適用の準備期間としております。

また、本市は、水道事業を行っておらず組織統合のメリットがないことなどから、法適用の範囲は、組織変更や労務管理などの事務を増加させることなく、効率的に公営企業会計へ移行できるように、同法の財務規定のみを適用する、一部適用というものを採用いたしまして、適用する事業の範囲は、現行の下水道事業特別会計で行っている事業としております。

次に、参考でございますが、5.として県内の他市の対応状況でございます。現在、法適用済みは、千葉市、八千代市、柏市、佐倉市、酒々井町、流山市の6市町でございます。

また、本市と同様、平成30年度の移行に向け準備を行っているのは、船橋市と松戸市の2市となります。

最後に6番でございますが、法適用に向けた本市の取り組みといたしましては、まず、平成28年度より河川・下水道管理課に公営企業会計グループを設置し、専任の職員3名を配置しております。

また、固定資産台帳を作成するための資産調査等、多くの労力と専門的知識を要する業務の効率化を図るために、平成 27 年度から平成 29 年度の 3 年間にわたりまして、法適用支援業務を委託しております。

法適用業務に係る予算措置につきましては、今まで、お話ししました地方公営企業法適用支援業務委託に 6,955 万 2 千円、新に導入する公営企業会計システムの構築に 5 千万円を限度額とする債務設定を行っております。

なお、公営企業会計システムは、9 月に入札し、契約を行う予定としております。現在、システムの仕様書を作成しているところでございます。

これらの移行経費に対する国の地方財政措置として、充当率 100%の公営企業債が用意されており、本市もこれを十分に財源に活用しながら進めているところあります。

以上で、私からの説明を終わらせていただきますが、引き続き、松井の方から詳細についてご説明したいと思います。

河川・下水道
管理課主幹：

松井でございます。よろしくお願いたします。

続きまして私の方から、公営企業会計の特徴や、官庁会計との違い、公営企業会計で、どういうことが分かるか、などについてご説明させていただきます。

まず、7 番、官庁会計と公営企業会計の違いでございますが、根拠となる法律について、官庁会計は地方自治法であるのに対し、公営企業会計は地方公営企業法となります。

経理の方法、認識につきましては、官庁会計が現金の収入及び支出の事実に基づいて経理、記帳する現金主義単式簿記であるのに対し、公営企業会計は、現金の収入及び支出の事実に関係なく、経済活動の発生事実に基づいて、現金や債権、債務など全ての経済価値の増加と減少を記録します、発生主義複式簿記となっております。

期間損益計算における費用配分の概念につきましては、公営企業会計独自のものとございまして官庁会計にはありません。官庁会計では、現金支出はそのまま、支出があった年度の費用となりますが、公営企業会計では現金支出があっても、それが全てその年度の費用とせず、現金支出のうち、その年度の収益獲得に役立ったと考えら

れる部分をその年度の費用として認められ、翌年度以降の収益に見合う部分は資産として繰り延べております。

このような考え方の例として減価償却がございます。予算、決算につきましては、官庁会計は一会計年度の全ての収入を歳入、及び、全ての支出を歳出として見積もった歳入歳出決算でして、税等の収入見積もりに応じて、歳出を抑制することに重点が置かれています。

そして決算においては、予算の執行についての計算表でございまして、予算額との比較が重要視されることから予算重視であるといえます。

一方、公営企業会計の予算は、歳入及び歳出の内、当年度事業活動によって発生する収入と支出を損益取引、施設の建設改良や市債償還などに関する投資的な支出とそれに対する補助金や市債などの収入を資本取引に区分します。

また、公営企業会計においては、官庁会計のように歳入に拘束されることがなく、収入増加の見込みがある場合は、支出の増加に対する制限がありません。

このため、決算においても、予算どおりに執行できたかだけを見るのではなく、経済性を発揮する経営ができたかが重要視されるため、予算と決算の双方が重視されると言えます。

また、資産の把握につきましては、官庁会計では財産を財産台帳で取得時の価格で記録しているのに対し、公営企業会計は、全ての資産、負債、資本に区分し、その上で資産については、固定資産台帳を作成し、毎年度減価償却計算を行っております。

最後に、前会計年度に確定した債権債務について、現金の出納上の整理を行う出納整理期間が現在の官庁会計にはございますが、公営企業会計にはありません。

今、かなり込み入ったお話しをさせていただいたので、もう少し詳しく説明させていただきたいと思っております。

現金主義と発生主義についてですが、官庁会計が採用している現金主義、こちらは、現金の移動に着目し、現金の移動があった時点でその事実について、収入と支出に分けて計上するものです。

これに対し、公営企業会計が採用している発生主義は、経済価値の変動を伴うあらゆる事実について、その原因となる経済活動の発生の時点で整理、記録するものです。このことについて、理解が進むように例を挙げて説明させていただきます。

まず、官庁会計が採用している現金主義なんですけれども、この考えは、財布に例えるなら、今、財布の中に現金がいくら入っているか、ということに着目した考えです。

従って、数日後に入ってくるお金や支払わなければならないことが確定しているお金については、考慮されておらず、収支においては、財布の中に現金が残っているときは黒字、足りなくなったときは赤字となります。

これに対し、公営企業会計が採用している発生主義は、財布の中に入っている現金の他に、今月支払うことが確定しているローンやクレジット、また、既に支払った今月分の保険料や月末に支給される給料など、既に収入や支払いが確定したものや、既に支払ったが、今月分の支出とみなされるものも含めて、今、いくら持っているかを把握します。

つまり、財布の中に現金がいくらあるかに拘らず、これらの収入合計と支出合計を比べて収入が多ければ黒字、支出が多ければ赤字となります。

公営企業会計では、事業活動で得た収入のことを収益、その収益を得るための支出のことを費用といますが、発生主義における収益の例として、下水道使用料があります。

現金主義では、実際に収納された年度の収入となりますが、発生主義では収納の有無に拘らず、納入金額、納入義務者、納期限などを調査、決定した年度の収益となります。

例えば、平成 27 年度に調査、決定した下水道使用料が納期限までに支払われず、滞納となって平成 28 年度に支払われた場合、現金主義の官庁会計では、それは収納された平成 28 年度の歳入となりますが、発生主義の公営企業会計では、調査、決定をした平成 27 年度の収益となります。

また、発生主義における費用の例としまして減価償却費があります。

減価償却費とは、建設改良に要した経費を全額支払った年度の経費とするのではなく、営業活動に利用する数事業年度に亘って費用計上するものです。減価償却費の考え方につきましては、この後、もう少し詳しく説明させていただきます。

最後に、もう一度、現金主義と発生主義のまとめとして、図で確認させていただきたいと思います。

例として、10万円の収入があり、6万円と7万円の買い物をしまして、6万円については現金で支払い、7万円についてはクレジットで後日支払ったとします。この場合、現金主義では財布の中には、実際に払った6万円の残りの4万円が残っているため、収支は4万円となります。

これに対し、発生主義では、財布の中には4万円残っているものの、クレジットでの買い物代金7万円の支払いが確定していますので、収支は4万円から7万円を差し引いたマイナス3万円となります。

つまり、このように同じ現金の流れでも、収支は現金主義の場合は黒字、発生主義の場合は赤字ということになります。

次に、減価償却の考えによる期間損益計算について、ご説明します。

まず、減価償却の考えによる期間損益計算は、発生主義独自の考えでございまして、期間損益計算とは、一事業年度における事業の収益及び費用を把握して計算し、損益すなわち経営成績を明らかにすることです。

期間損益計算で各事業年度の経営成績を明らかにすることにより、事業年度ごとの比較や他市との比較が可能となり、本市事業の経営状況を的確に把握することができます。

毎年度の損益を適正に把握するためには、長期間に亘って使用する固定資産は、取得した年度に全額費用として計上するのではなく、その資産の耐用年数期間の各年度の収益獲得に役立った費用として割り当てる方が合理的であると言えます。

この考え方に基づいて、計上される費用が減価償却費です。これを図で説明しますと当年度に1億円で固定資産を取得したとします。この資産の耐用年数を5年とした場合、この資産は今後5年間に亘って収益の獲得に役立つと考えられることから、毎年度2千万円ずつ減価償却費として費用計上することになります。

その結果、資産として繰り延べる額は、1年目は8千万円、2年目は6千万円と2千万円ずつ減少していくこととなります。今、申し上げました減価償却をキャッシュ・フローの観点から見ると、固定資産の取得費は取得した年度に全額現金として支出されているため、翌年度以降は減価償却費を計上するものの、それに見合う現金の支出はありません。

従って、減価償却費として計上された額に見合う現金は、外部に支払われることなく、公営企業の内部に留まることになります。

この現金のことを留保資金、または、内部留保資金といいます。この留保資金は、耐用年数期間に亘って蓄積されているため、耐用年数期間が終了した時点で、固定資産の取得費は全額資金回収されたことになります。この留保資金は、原則として、次の固定資産更新の際に財源として活用されます。

ここで、収支と留保資金について、現金主義の官庁会計と発生主義の公営企業会計を比較してみます。

まず、官庁会計は、先程申し上げましたように現金の出入りだけに着目するので、購入した年だけ費用が発生し、それ以降の年には費用は発生しません。

また、公営企業会計のように、損益取引と資本取引を区別しないので、全ての現金収入と現金支出を集計し収支を算出します。

以上の考え方で、仮に収益が毎年 20 万円、費用が毎年 8 万円と考えた場合、収益から費用を引いた収支は、初年度がマイナス 38 万円の赤字、次年度以降は 12 万円の黒字となり、この収支は留保資金の額と一致することになります。

一方、発生主義の公営企業会計の場合ですが、公営企業会計は事業活動に関する損益取引と事業活動に使用する資産の取得に関する資本取引に区分します。事業の経営成績については、損益取引の収支で把握します。

まず、資産取得時の 50 万円の支出ですが、これは事業活動に使用する資産の取得に関する支出ですから、資本取引になります。

従って、損益取引の収支には影響せず、この場合の収支は現金主義の収支から、さらに減価償却費を控除した金額となります。この図の例ですと収支は毎年 2 万円となります。

しかしながら、減価償却費は現金がそのまま外部に支出されることがなく、企業の内部に留まりますので、留保資金は損益取引の収支に減価償却費の 10 万円を加えた 12 万円になります。

次に、損益取引と資本取引について、詳しくご説明させていただきます。

まず、損益取引は、市民の方々から徴収させていただく下水道使用料などの収入と下水道施設の維持管理費などの事業運営経費の支出に関わる取引のことで、下水道事業の場合ですと、下水道事業で

毎年度どれくらい儲かっているか、という経営状況を把握することができます。

もし、これまでの実績や他の自治体の数字と比べまして、損益が悪化しているのであれば、使用料の見直しや経費削減の取組などが必要となってきます。

一方、資本取引は、事業活動に長期に亘って使用する下水道施設の新設、更新に必要な建設改良費や、借入金償還金などの支出とその財源である補助金や受益者負担金、借入金などの収入に関わる取引のことです。

なお、先程、説明しました減価償却による留保資金も、資本取引の財源となります。資本取引では、事業に使用する固定資産取得のための財源が、将来どの程度、返済の必要がない留保資金などの自己資金や補助金などで賄えているかといった財政状態を把握することができます。

次に、損益取引と資本取引のまとめとして、損益取引、資本取引の関係と官庁会計との比較について図で、説明させていただきます。

まず、公営企業会計の歳入歳出は、それぞれの科目の性質に応じて、収益的収入と資本的収入及び収益的支出と資本的支出に区分されまして、損益取引と資本取引に分かれます。一方、官庁会計では、このような区分はございませんので、歳入、歳出とそれぞれ一本ずつとなります。

また、公営企業会計の収益的支出である減価償却費は、現金の支出を伴わないため、現金主義である官庁会計の歳出には存在しません。

そして、先程ご説明しましたように、この支出されなかった現金は、純利益とともに、下水道事業の内部で留保資金として蓄積されます。

そして、この内部留保資金につきましては、下水道施設の新設、更新等の際に補填財源として資本的収入に取り込まれることとなります。

ここまで、公営企業会計の特徴である発生主義、期間損益計算の概念、損益取引と資本取引の区分について、官庁会計と比較しながら説明してまいりました。

ここでは、これらの特徴を持った公営企業会計への移行により、予算と決算がどのように変わるか、官庁会計と比較しながら説明さ

せていただきたいと思います。

まず、官庁会計では、限られた財源を効率的に使用するため、予算で年度内の歳入見込額を、まず、固めまして、それに応じて現金の支出額を決めています。

そして、決算で計画どおりに予算を執行できたかということを検証しております。

これに対し、公営企業会計では、予算において、事業の管理運営に関わる使用料などの収入と施設の維持管理経費などの支出である損益取引と資産形成のための投資とその財源の計画である資本取引を区分して予算を立てます。

そして、決算におきましては、効率的に運営ができたかどうかを検証するために、損益取引の結果につきましては、事業年度内の経営状況を表すのとして損益計算書で、資本取引の運用結果につきましては、資産及び負債、資本の財政状態を表すのとして貸借対照表で示すことになっております。

また、どのような資金がどのような用途に使われたかという資金収支の状況を見るために、キャッシュ・フロー計算書を作りまして、それぞれ経営の内容を明らかにしてまいります。

最後に、まとめとしまして、公営企業会計移行によって何が変わるのかについて、ご説明させていただきます。

まず、一つ目としまして、発生主義を導入し、貸借対照表や損益計算書など、民間企業と同様の精度の高い財務諸表を作成することなどから、より計画的な経営基盤の強化、財政マネジメントの向上等が可能になります。

また、減価償却費の期間配分など、経営に要する経費の的確な原価計算により、これまで以上に下水道使用料などの適切な料金算定が可能になります。

さらに、精度の高い財務諸表を作成することにより、経営の透明性が向上し、他の自治体との比較可能性も確保されるため、議会、住民の皆様へのガバナンス向上が期待できます。

次に、地方公営企業法では、予算を超える弾力的な支出、効率的かつ機動的な資産管理が認められており、経営の自由度が向上することから、より弾力的な経営を行うことが可能になります。

このことにより、住民ニーズへの迅速な対応が可能となり、経営の効率化、住民サービス向上等につながります。

以上で、下水道事業の地方公営企業法適用についての説明を終わります。ご清聴ありがとうございました。

[次第3の質疑応答]

森田会長： それでは、市の下水道事業の地方公営企業法適用についてということで、制度の中身からスタートしまして、一通り説明をいただきました。これにつきまして、ご質問、ご意見を伺いたいと思います。
小川委員、どうぞ。

小川委員： 基本的な質問で申し訳ないですけれども、公営企業会計の会計監査は行うのですか。

河川・下水道
管理課副参事： 監査につきましては、市の組織の中に監査を担当する監査委員事務局があります。公営企業会計移行後は、毎月の例月出納検査と毎年7月に前年度決算の内容について監査を受けるようになっております。

小川委員： それは、いわゆる市川市役所の中の方がおやりになるのですか。

河川・下水道
管理課副参事： 監査委員の中には公認会計士の方もおり、しっかりとした視点で監査を行うようになっております。

小川委員： わかりました。ありがとうございました。

森田会長： 他にいかがでしょうか。では、知久委員、どうぞ。

知久委員： 少し難しかったのですけれども、いろんな図や表などを見せて下さって100%ではないのですけれども理解できました。

質問なのですが、公営企業会計に移行するに当たっての資産、負債、資本という区分があって、資産と負債はなんとなくイメージができるのですが、資本というのは、例えばどういうものがあるのか具体的に教えていただきたいと思います。

河川・下水道
管理課主幹：

貸借対照表で説明しますと、簿記では借方というのですが左側の下水道事業で持っている資産を、どういったお金で買ったのかを表しているのが、貸方である右側の負債と資本の部です。

負債というのは、市債のような借入金など、将来返さなければいけないお金でどれだけ買っているかを表しています。

これに対して、資本の部分というのは、今までに蓄積された利益や、国からの補助金など将来返済する必要がない、下水道事業の純資産といえる部分です。

資産はこの資本で賄っている割合が多いほど、財政状態が健全だと言えます。

また、負債が多いと市債のように将来世代が負担しなければいけないお金を借りてしまっていると言えます。

知久委員：

ありがとうございました。

森田会長：

他にはありますか。塚越委員、どうぞ。

塚越委員：

下水道使用料の未収金が発生しているかと思うのですが、今までの単式簿記だと10年位で抹消してしまうと思うのですが、今後、複式簿記にした場合は、どのような取り扱いをしていくのかということと、また、減価償却というのは、実施年度から発生するものに対する減価償却を適用していくのかどうか、という2点をお伺いしたいと思います。

河川・下水道
管理課副参事：

1点目の未収金が何時消えるかということかと思いますが、法的には、地方自治法が適用されてきますので、未収が5年間続くと時効となり、不納欠損ということになります。

この取り扱いについては、現在の特別会計でも、企業会計のほうに移行した場合でも同様となります。

塚越委員：

欠損が生じた時に、単式簿記のときは5年ですよ。複式簿記の時でも5年ということですか。

河川・下水道

管理課副参事： そうです。

河川・下水道
管理課主幹：

減価償却費ですが、本市ではこれまで、貸借対照表に計上する資産を網羅的に把握しておりませんでした。そこで現在、資産調査について業務委託を行っているところです。

資産の全貌を把握できた段階で、それぞれの資産について、取得価額と耐用年数から、平成30年4月1日時点で、取得時からの減価償却費の合計であります減価償却累計額を算出し、それを資産の取得価額総額から控除した額を、公営企業会計移行時の資産総額として開始時貸借対照表に計上します。

以降は毎年度、1年間の資産の減少分を減価償却費として計上してまいります。

塚越委員：

いろいろな細かいものを含めての減価償却費ということですか。それのどの範囲というか、車とかコピー機とか細かいものに対しても計上していく予定ということですか。

河川・下水道
管理課主幹：

原則として使用に伴い価値が減少する資産については、減価償却を行います。

しかしながら、管理の手間や金額の重要性という観点から、耐用年数が1年未満で取得価額が10万円未満の備品などについては資産として取り扱わないことになっています。

従って、車やコピー機などでも、1年以上使用でき、取得価額が10万円以上であれば、例えば、5年間使えるようなものであれば5年間に亘って減価償却してまいります。

塚越委員：

ありがとうございます。ただ、欠損の場合、なるべくそれも回収するようにして収入につなげていていただきたいと思います。以上です。

森田会長：

宮本委員、よろしいですか。どうぞ。

宮本委員：

6番の法適用に向けた取り組みで、28年度から職員配置が3名ということですが、差し支えなければ3名の方をご紹介いただければ

と思います。

それから、業務委託では去年の6月10日から委託期間を設けております。この期間を主にどういった委託業務を行っていたのか。

それから、委託内容なんですけれども、当然、固定資産の調査評価が一番大変だと思います。そういった場合、固定資産のいわゆる現有ある資産とこれから取得する資産の評価方法が多分それぞれ違うと思うのですが、その評価マニュアルはそれぞれ2つ作ると思いますが、その点をどのように行っていくのか、その点を聞きます。

それと特に現有資産の中の非常に古いものなんかは再評価が必要になってくるんですけれども、その資産の再評価の基準は、何を基準に資産を整理する上で用いるのか、その辺についてご説明をお願いします。

河川・下水道
管理課主幹：

新に配置されました3名ですが、こちらに同席したのは私、松井だけで、あと2名は別室にあります。

委託につきましては、昨年度の6月に契約を行いましたが、一番ウェイトが大きなものは固定資産の調査です。こちらは、契約スタート時から調査の方法などを協議しまして、早急に調査に取り掛かりました。

図面等の調査資料につきましては、市内に点在する保管場所から集めたところ、ダンボール箱にして約180箱となりました。そのうち、昨年度90箱を委託業者へ引き渡し、今年7月1日に残りの90箱を委託業者に引き渡し調査を行っているところでございます。

27年度、28年度、29年度に取得した新たな資産などにつきましては、図面等が出来しだい、引き続き資産の調査評価を行っていきます。

今行っています現有資産の評価の基準につきましては、工事単位の簡易的な方法を採用せず、これから取得する資産と同じく工事毎に資産を調査し、施設の数と取得価額を内訳として整理する方法を採用しております。

現有資産が、それで全部分かるかというのと、今、調査中なので結論が出ておりません、業者の話によりますと、他市でもどうしても資料が見当たらない資産が出てくるということです。

その場合の再評価について、どのように行うかというのは、これ

からの検討課題となっておりますが、恐らくは、近隣市の例を参考にしまして、資産調査で判明している資産と種類、取得時期などがだいたい同じものであれば、それと近い価格で評価していくということになっております。

また、減価償却が終了しているなど非常に古い現有資産につきましては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令に従い、移行時において法定耐用年数の2割相当を耐用年数とするなどして評価してまいります。

宮本委員： はい、分かりました。

森田会長： よろしいですか。事務局どうぞ。

河川・下水道
管理課長：

職員の配置について、若干補足いたしたいと思います。今年度から新たに公営企業会計グループというグループを作りまして、新たに3人を専任させることとしました。

まず、主幹ですが、財政的にも会計的にも詳しい者として財政課から担当主幹がきております。増員した中には、会計課経験者の職員、これまで下水道事業に携わっていた職員の合計3名が公営企業会計の実施に向けて着実に動き出したという状況でございます。

宮本委員： ありがとうございます。

森田会長： それでは、澤田委員、どうぞ。

澤田委員： 澤田です。先程のご説明で、公営企業会計と官庁会計をご説明いただきましたが、私は企業会計を経験してきており、どちらかというところ公営企業会計のほうが頭にストンと落ちる。分からないのは、むしろ官庁会計の方でして、例えば、出納整理期間というのがでてきますね。これが分からなかったんですけども。今のお話ですと未収が5年間続くと時効となり不納欠損で償却してしまうということですが、先程の塚越委員の意見はごもっともだと思うんです。

下水道事業につきましては、アクションプランでも中でも書かれておりますが、これからサービス増加や設備更新などで非常に支出

が増えて經常収支比率が悪化していくにもかかわらず、不納欠損率が年々増加している。これは、滞納が増えているということに他ならないと思います。それと先程の5年で償却するという事は、私は別ではないかと思えます。

5年の間に処理しなければならないという事は分かるんですけども。むしろ、債権債務の時効消滅は、毎年請求していれば消えないはずで、それはしっかり収納していただきたいと思えます。

ここにも具体策として、口座振替と徴収事務委託者と連携した徴収対策の強化と書いてありますが、その他にも、もう少し具体的な徴収強化策を考えて実行していただければと思えます。

お金を払わないという人に対しては、下水道料金なので電気料金や水道料金のように止めて圧力をかけるというようなことは、しにくいかもしれませんが、払うのを忘れてしまう人に口座振替は有効かもしれないし、払えないという人の対策は、別に考えなくてはなりません。問題なのは、払えないという人ではなくて払わないという人であって、そういう方については、それぞれの方策をもって臨んでいただきたい。官庁会計ならずとも、今後、是非、取り組んでいただきたいと思えます。

河川・下水道
管理課副参事：

澤田委員からのご指摘があった滞納者に対する取り組みですけども、私共としても、きちんと支払いをしている方々との負担の公平性の観点から滞納対策については重要と認識しておりまして、支払いがされていない方に対しては、差押などの滞納処分をとるなどの収納対策に取り組んでいるところです。

森田会長：

よろしいですか。小野委員、どうぞ。

小野委員：

私は民間企業に長く勤めていました。民間の場合の会計は、人件費率をかなり重視します。配布資料2 下水道事業の地方公営企業法適用については、人件費について、よく分かりませんので、どのような会計処理をされているのか、教えてください。

河川・下水道
管理課主幹：

当然、公営企業会計に携わる者も人件費をもってきます。
今までも下水道事業特別会計として、人件費を計上しております。

下水道事業に関わる職員についても公営企業会計に計上します。

今回変わるのは、退職給付引当金に係わる部分で、退職金につきましては、今までは一般会計の負担でしたが、公営企業になりますと、原則として退職給付引当金につきましても人件費として公営企業で負担することになります。

小野委員： そうしますと、増えるということですね。人件費の部分が増えるということですね。人件費が増えるということは、工事費が少なくなるということですね。

河川・下水道
管理課主幹： 人件費は増えますが、工事費については、何とも言えません。

小野委員： 分かりました。

森田会長： では、幸前委員、どうぞ。

幸前委員： 幸前です。最後の方に書いてあった公営企業会計の特徴とメリットのところ、私は公民館の料金設定の会議にも参加させていただいたのですが、あの時にも建物そのもののことがそっちのけで料金設定されていた部分があって、老朽化に対するお金のこととかも全て踏み込める公営企業会計はいいなと思います。

一つだけ心配なのは、適切な料金設定が可能となった時に、今の市川市の下水道料金は、かなり高いなと思います。これ以上料金が上がったりすることがあるのか、安くなる分には、市民は反対しないと思うのですが、これからの老朽化のことを考えていった時に料金が上がったりする可能性はあるのでしょうか。

河川・下水道
管理課副参事： 料金改定につきましては、企業会計に移行した後、財務状況が明確になった段階で、改めて検討したいと考えています。

参考までに本市の料金水準についてご説明しますと、平成 24 年度のデータになりますが、県内では下水道事業を行っている団体が 30 団体あります。その中で、市川市は一般家庭の 1 ヶ月の使用料 20 m³とした場合、1 番高いのが大網白里市で 3,045 円、市川市は 2,446 円で、30 番目中 8 番目となっております。

森田会長： 他によろしいでしょうか。
皆さん積極的に発言していただいておりますが、まだ、お話ししていない方はいらっしゃいますか。竹内委員、どうぞ。

竹内委員： 確認を含めて1点お聞かせいただきたいと思います。公営企業会計をこのような形の中で収入、支出分かりやすくなっているのですが、その中でも多分、一般会計からの繰入金があるかと思いますが、これは補助金になるのですか。借入金、市債、どういう扱いになるのか教えてください。

それからもう1点、公営企業会計の特徴とメリットという中で、弾力的な経営を行うことが可能とあるのですが、具体的にどのような部分があるのか、お聞かせいただきたいと思います。

河川・下水道
管理課副参事：

一般会計からの繰入金の関係についてですが、平成27年度の下水道事業特別会計の決算のうち一般会計からの繰入金は21億円になります。

この21億円のうち、一般会計で負担させるべきという金額が約13億円となります。残りの7億円が赤字補填的なものになります。

先程申し上げました一般会計で負担するとされている金額については、毎年度、国から通知される基準に基づいたものとなっております。例えば、雨水処理に係る経費や流域下水道の建設に係る経費などとなっております。

汚水処理に係る経費は、使用者が特定でき受益の範囲は使用者につながることから、利用されている方々から下水道使用料を徴収し、維持管理に充てる仕組みとなっております。

公営企業法に移行した後の一般会計繰入金の取り扱いにつきましては、借金等とはなりません。現在と同様な基準で取り扱うようになります。

河川・下水道
管理課主幹：

続きまして、弾力的な経営について、ご説明させていただきます。今までの官庁会計におきましては、突発的に事業の需要が出てきまして、それに伴う費用がどうしても予算を超過するような場合には、まず、補正予算を組むなどして予算の裏付けをとってからでない

中々、需要に応えることができなかつたのですが、公営企業法の適用になりますと、収入が多くなるという見込みがあり、それに伴い発生する費用が不足するが、補正予算を組む時間的余裕や、流用または予備費を充用する財源的余裕がなく、緊急性を要するような場合につきましては、増加が見込まれる収入に伴う費用ということで、増加する収入を財源にして弾力的に支出を増やすことはできます。

ただ、もちろん、その場合におきましても、その後、必ず議会に報告をすることになっております。

竹内委員： はい、分かりました。いずれにしても、非常に小回りがきくということを感じました。病院会計とは違うのかなと感じたのですが、いかがでしょうか。

河川・下水道
管理課主幹： 病院会計も公営企業法の財務適用をしておりますので、基本的には下水道事業と同じと位置づけられます。

竹内委員： あとですね、一般会計からの繰入金、基本的には今までと変わらないのかなと思ったのですが、収入支出がその中で少しでもバランスよくなるようやっていたらいいなと思います。以上でございます。

森田会長： 他にはいかがでしょうか。高橋委員、どうぞ。

高橋岩仁委員： 本日は遅くなりまして、申し訳ありませんでした。
先程の使用料の話が出てきたので伺いたいのですが、未払いの方があるということで、具体的に年間の未払いがどの位あるかということと、その使用料が収益、支出の中で何割くらいの使用料を使っているのかということをお教えください。

河川・下水道
管理課副参事： はじめに、1点目のどれ位の収入未済が発生しているかということですがけれども、平成27年度の下水道使用料の予算額が約48億円になります。

当該年度に賦課するものと前年度からの滞納繰越額を合わせて約48億円になります。

この中で 27 年度末にどの程度の未収が発生しているかといいますと、約 4 億円が未収となっております。収納率は約 90%となっております。

次に、2 点目のご質問は支出に対する割合ということでよろしいでしょうか。

高橋岩仁委員： そうですね。使用料がどれ位の割合で使われているかということです。使用料と補助金ということで収入が書かれておりますけれども、それが支出の方でどれ位の割合で使用料と補助金が書かれているかというのが分かれば教えてください。

河川・下水道
管理課副参事： 大変申し訳ありませんが、その資料につきましては、手元にありませんので、後程、回答させていただければと思います。

森田会長 他にご意見やご質問はありませんでしょうか。よろしいですか。
それでは、高橋委員の質問については、何らかの資料が必ず整備されていると思いますので、後日、報告するようにしてください。
それでは、ご質問ご意見がないようですので、第 1 回の下水道事業審議会を閉会したいと思います。皆様、どうもご苦労様でございました。

【 午後3時45分閉会 】

平成28年9月2日

市川市下水道事業審議会

会長 森田 弘昭